



監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2025

(報告対象期間：2024年8月～2025年7月)

監査法人 Bloom

2025年9月29日

1. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

(1)包括代表パートナーからのメッセージ

当法人は、「はなえむ未来に思いを繋ぐ」ー日本経済の未来のために様々なステークホルダーの方々の思いを繋いでいきたい。という理念のもと 2022 年 1 月に設立しました。

ミッション

我々のミッションとして、以下を掲げています。

- 会社の事業に対する深い理解と経験に裏打ちされた監査を通じて、資本市場の公正な発展と社会的課題の解決に貢献する
- タレントが互いの個性を尊重しながら、プロフェッショナリズムを身に着け、発揮し続ける環境を提供する
- 深度あるコミュニケーションと一歩先を見据えたアドバイスにより、ステークホルダーに感謝、信頼される専門家集団であり続ける

法人運営について

以下の点に留意して運営しております。

1. 監査品質の向上

高い監査品質を維持し続けるためには、組織全体での質の管理と向上を図る必要があると考えております。そのためには、個人個人の監査品質に対する意識の向上、さらに適切なトレーニングや教育プログラムを実施し能力向上を図っています。

2. 法令と規制の遵守

監査法人 Bloom のメンバーとして、厳格な法令や規制に従う必要があります。例えば、倫理規則、会計基準や監査基準に関する規定を厳守し、適切な監査業務を行います。

3. 情報セキュリティとデータの保護

我々は、関与先企業や顧客の機密情報を適切に保護する責任があります。情報セキュリティ対策やデータ管理のポリシーを確立し、情報漏洩や不正アクセスを防止するための措置を講じ、電子監査調書システムを導入しています。

4. 業界の最新動向の把握と適応

監査業界は常に変化しており、新しい法令や規制、監査基準の変更が頻繁に行われます。業界の最新動向を常に把握し、必要に応じて組織の運営や監査手法を適応させていきます。

5. 人財の多様性と自律性

法人の成長には人財の育成が不可欠と考えます。そのためには、人財の多様性と自律性

を大事にし、互いに個性を重んじ自ら積極的に動ける環境を提供する事が重要と考えます。

監査の品質について

監査の品質は、監査法人にとってベースとなるべき最も重要な事項と認識しています。我々監査法人 Bloom は、特に以下の点に留意して、監査品質を維持、向上させていきます。

1. 監査法人の組織風土と内部統制

監査法人 Bloom 自体が、監査品質を維持向上させる組織風土が醸成され、適切な内部統制を有していることが重要と考えています。これには、質の高い監査を実施するための適切な人員、適切な手続き、品質管理システムが含まれます。内部統制が強化されていることで、監査の一貫性と品質が確保されると考えています。

2. 品質管理と監査の実施

監査法人 Bloom では、品質管理システムを導入し、監査プロセス全体を管理・監督しています。監査の計画、実施、審査、報告の各段階での品質管理が、正確で信頼性の高い監査結果を提供するために必要不可欠と考えています。

3. 監査の専門的能力

監査法人 Bloom では、会計基準、監査基準などの専門的知識だけでなく、業界の動向や規制に対しても造詣があることが質の高い監査を実施する上で必要と考えています。

4. 監査の独立性と客観性

監査法人 Bloom では、監査業務を客観的に行うために、関与先やその他の利害関係者からの圧力を受けず、外観的にも内面的にも中立的な立場を保つことが品質を確保するために不可欠と考えています。

最後に

昨今、監査法人に対する資本市場からの期待や要求水準はさらに高まってきています。我々、監査法人 Bloom は、それらに真摯にかつ適切に対応し、品質を基盤に身の丈にあった着実な成長をこれからも続けてまいります。

包括代表パートナー 片岡久依

(2)事務所概要

(2025年7月31日現在)

法人名：	監査法人 Bloom (英文名 Bloom Partners)
代表パートナー：	包括代表パートナー 片岡久依 代表パートナー 大辻隼人 大橋嵩弘 玉虫賢一 中塚亨 福田素裕 山本恭仁子
事務所所在地：	東京都千代田区麹町四丁目1番地4 西脇ビル2階
設立：	2022年1月5日
人数構成：	代表パートナー(公認会計士) 7名 パートナー(公認会計士) 1名 専門職員(公認会計士) 10名(※) 専門職員(その他、IT専門家等) 3名(※) <hr/> 合計 21名(※)

(※) 人数には非常勤者数を含んでおります。

沿革：

2022年1月5日	東京都千代田区麹町に設立
2024年7月22日	上場会社等監査人登録制度による上場会社監査事務所名簿への登録

監査証明業務の状況：

属性	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	4社	4社
その他の任意監査(※)	4社	—
合計	8社	4社

(※) 新規株式上場において証券取引所の有価証券上場規程で要求されている、金融商品取引法に準じた監査等

上場会社等の主な監査対象会社名：(五十音順)

株式会社セキド

株式会社デザインワン・ジャパン

株式会社リプロセル

株式会社リベルタ

非監査証明業務の状況

区分	対象会社数
大会社等	4社
その他の会社等	14社
合計	18社

2. 経営管理の状況等

(1)品質管理基盤

十分な監査品質を維持していくためには適切な品質管理体制（品質管理基盤）の構築が最も重要であるとの考えのもと、当監査法人が実施する業務の内容及び状況並びに当監査法人の性質及び状況を考慮した上で実施した、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価に基づき、品質リスクに対処するための対応をデザインし適用しています。

品質を重視する風土の醸成（職業的懐疑心の保持及び発揮）

社員総会は、全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければいけないという要求事項が当監査法人の運営方針において優先されるということを認識し、以下の事項に取り組んでいます。

- (1) 監査業務の品質を最優先するという方針を、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する方針及び手続に反映させる
- (2) 営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないように、各管理者の責任を定める
- (3) 品質管理方針及び手続の整備や文書化、並びに支援を行うための十分な資源を用意する

包括代表パートナーは、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、品質管理の重要性、職業的専門家として基準や法令を遵守すること、常に職業的懐疑心を保持し業務に従事することの重要性について、全社員及び常勤・非常勤を問わず全ての職員に対して、社員総会、メールや研修内、タウンホールミーティングにおいてメッセージを継続的に発信しています。

また、当監査法人の経営理念や職業的専門家としての倫理、価値観及び姿勢を社員・職員が実践するための行動指針として、「Our Code of Conduct」(※)を制定しています。経営理念や行動指針は、当監査法人のホームページ又はメンバーサイトに掲載するほか、包括代表パートナーからのメッセージや社員・職員とのコミュニケーションの機会にて、繰り返し伝達することで周知しています。

(2024年8月～2025年7月)

AQI：	包括代表メッセージの発信回数	4回
------	----------------	----

※AQI：Audit Quality Indicator（監査品質の指標。以下、同様。）

(※) Our Code of Conduct

“Integrity, Quality, Professionalism are in our habit!!”

- ① 職業的専門家としての倫理、価値観及び姿勢を実践するための行動指針
 - Act with integrity－公認会計士の職能を完全に発揮して社会的信望を高める
 - Always be with quality－高品質を当然の組織文化として未来につなぐ
 - Be a human of value－自己研鑽は生涯のつとめ、継続は力なり
- ② 開放的な組織風土を支援するための行動指針
 - Unite our professionalism－異なるスキルをもつプロフェッショナルが結束し、資本市場の社会的課題の解決を成し遂げる
 - Diversity－相手の考えを理解し、互いの個性を尊重する

業務の品質の管理を行う体制

包括代表パートナーが品質管理のシステムに関する最終的な責任者として、品質管理システムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験及び能力を有する社員を品質管理担当責任者として選任し、品質管理担当責任者とともに品質管理のシステムを整備、運用しています。

－品質管理に関する方針及び手続の整備、運用

「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、日本公認会計士協会が公表する品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査に関する品質管理基準」に準拠して、当監査法人の「監査の品質管理規程」を策定し、当監査法人における品質管理に関する方針と手続を定め、運用しています。

監査業務の質を合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを整備・運用するとともに、品質管理のシステムの整備及び運用の状況を適切に記録・保存するため、文書化に関する方針及び手続を定めています。

また、「監査の品質管理規程」は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の変更を反映し、適時に改訂し、保持しています。

－業務の品質の管理に係る専任の部門の設置

業務の品質管理を行う専任の部署として「品質管理部門」を設置し、法人全体の品質管理システム全般のモニタリング及び各監査チームの監査業務等の品質管理を支援しています。

品質管理部門は、当監査法人の品質管理、審査、情報セキュリティを統括する組織とし、

品質管理システムを整備及び運用する責任者として品質管理担当責任者を選任するとともに、「監査の品質管理規程」や「組織規程」において役割及び責任並びに職務分掌を規程化した上で、それぞれの業務を管掌する担当責任者を配置しています。

(2024年8月～2025年7月)

AQI :	品質管理業務の人員数	3名
--------------	------------	----

一業務の品質の管理に従事するための十分な時間の確保

社員総会は、業務の品質管理に主として従事するための十分な時間が確保できる公認会計士である社員を品質管理担当責任者として選任しています。

品質管理担当責任者及び品質管理業務に従事する公認会計士については、期初に品質管理の業務内容及び従事する時間の見込等を「品質活動計画」として見積り、年間を通じて必要な業務時間を確保しています。また、品質管理の活動内容と実績時間について記録を行い、毎月の社員総会で進捗をモニタリングし必要な対応を検討しています。

品質管理担当責任者は監査責任者又は審査担当者を兼務できることとしていますが、社員総会において品質管理担当責任者が品質管理業務に主として従事するための十分な時間を確保できることを確認の上、社員ローテーション計画を承認しています。

(2024年8月～2025年7月)

AQI :	社員の品質管理業務への年間従事時間	2,980時間
--------------	-------------------	---------

職業倫理及び独立性

一職業倫理及び独立性の遵守

当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、日本公認会計士協会が定める「倫理規則」、「品質管理基準委員会報告第1号」等に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。

職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、採用時、業務開始時や監査意見表明時の他、毎年1回定期的に「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、これに対応する適切な措置を講じ、その過程を文書化することとしています。

(2024年8月～2025年7月)

AQI :	「監査人の独立性チェックリスト」の回答率	100%
--------------	----------------------	------

AQI:	認識された違反	0件
------	---------	----

ーインサイダー取引の防止

インサイダー取引を防止するため、インサイダー取引防止規程を定め、特定有価証券の取引を禁止するとともに、毎年1回、法人主催研修の実施及び誓約書の入手を行っています。

(2024年8月～2025年7月)

AQI:	インサイダー取引研修の受講率	100%
------	----------------	------

AQI:	誓約書の入手率	100%
------	---------	------

ー社員ローテーション

当監査法人は、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠した業務執行社員等のローテーションの方針及び手続を定めており、大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7会計期間を超えて関与できず、再度当該業務に関与するためには、筆頭監査責任者は5会計期間、監査責任者は2会計期間、審査担当者は3会計期間のクーリングオフ期間を必要としています。

監査契約の新規の締結及び更新

新規の監査契約の締結及び既存の監査先との契約の更新に際して、監査責任者は職業倫理、利益相反関係及び独立性に関する事項を確認するとともに、監査先の事業内容、業績、経営者の誠実性及び内部統制の状況、業務リスク（不正リスクを含む）、契約条件、反社会的勢力との関連の有無等の重要事項を検討します。また、監査資源の確保について、当監査法人が業務時間及び人的資源などの業務を実施するための適性及び能力を確保しているかどうかを検討します。

当該検討結果を踏まえ、受注検討会議の承認を経たうえで監査契約の新規の締結及び更新を行っております。

業務の実施

―業務の実施に関する方針及び手続

規程・マニュアルにおいて業務の実施に関する方針及び手続を具体的に定め、監査業務の実施における品質の保持を監査事務所として図っています。

- ・財務諸表監査における総括的な目的に関する方針及び手続
- ・リスク・アプローチに基づく監査を実施するための方針及び手続

監査計画の策定

監査の計画及び実施における重要性の決定

分析的実証手続

監査サンプリング

ITを利用した情報システムに関するリスク評価

グループ監査に関する方針及び手続

監査の結論又は報告

- ・監査業務に係る指示、監督及び監査調書の査閲に関する方針及び手続
- ・監査役等とのコミュニケーションに関する方針及び手続

―不正リスクへの対応

不正リスクに関する品質管理の責任者は品質管理担当責任者とし、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めており、監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新に当たり手続が適切に行われていることを確かめています。また、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当監査法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会提供するとともに、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように監査業務を監督、監査調書を査閲する責任を負っています。

―監査事務所間の引継

監査人の交代が行われた場合に監査事務所間の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するため、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方についての方針及び手続、手続実施のための様式を整備し、運用しています。

特に、不正リスク対応基準が適用される監査業務に関しては、監査責任者より品質管理担当責任者に実施した引継の状況について報告し、その結果を監査事務所として確認しています。

―専門的な見解の問い合わせ

監査チームが判断に困難が伴う重要な事項については、当法人内外の適任者に対して、専門的な見解の問い合わせを行い、監査責任者は当該問い合わせに対する最終見解を得て判断する方針としています。

品質管理部門は専門的な見解の問い合わせの実施が必要となる具体的な事案及び問い合わせ先、問い合わせ先の能力及び適性等の評価を実施したリストを整備し、専門要員に周知しています。また、監査チームは専門的な見解の問い合わせの結果を問い合わせ先と双方合意し、当該事項に関して行った判断とその根拠、得られた結論及びその対処は審査担当社員等が確認することとしています。

一 審査の実施

すべての監査業務について所定の審査の受審を求めており、監査計画の策定及びその修正、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する審査担当者を監査業務ごとに選任し、審査を実施しています。また、当監査法人の監査マニュアルに規定する特に重要な検討事項については、社員総会で合議による検討を実施しています。

監査責任者と審査担当者との間に監査上の判断の相違が生じた場合には、監査責任者は品質管理担当責任者等と直ちに内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取るとともに、監査上の判断の相違が解決できない場合には、当監査法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決する方針としています。

(2024年8月～2025年7月)

AQI :	監査報告書の再発行、財務諸表の修正再表示	0件
-------	----------------------	----

一 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存

監査ファイルの最終的な整理後に、監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することを防止するため、監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存に関する方針及び手続を整備し、運用しています。

電子監査調書システムを導入し、登録した電子監査調書の更新はできず、新たなドキュメントとしての追加登録のみを可能としています。また、紙面で作成している監査調書の原本は品質管理責任者の管理下に置き、監査チームが原本にアクセスできない仕組みとしています。

モニタリングと是正活動

監査法人のガバナンス・コードの適用状況や品質管理システムの整備及び運用について監査品質の向上に向けた取組の実効性を評価するため、モニタリング及び改善プロセスを定め、識別された不備に対応する適切な措置を講じています。モニタリング活動は、品質管理システム全体を対象として実施し、モニタリング活動を実施する者を社員総会で選任の上、日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動の組合せにより実施しています。

—日常的モニタリング活動

当監査法人のプロセスに組み込むことにより、状況の変化に対応して適時にモニタリングを実施しており、例えば、以下の事項の検討を含めています。

- 新たに公表された基準及び適用される法令等の公表と当監査法人が定める品質管理の方針及び手続への反映の状況
- 独立性の保持のための方針及び手続の遵守についての確認書
- 訓練を含む継続的な職業的専門家としての能力開発状況
- 契約の新規の締結及び更新状況
- 実施すべき是正措置と品質管理のシステムの改善の決定状況
- 品質管理のシステムの理解又は遵守の程度について発見された不備に関する専門要員への伝達状況
- 品質管理の方針及び手続に必要な修正を迅速に行うための専門要員によるフォローアップ状況

—定期的検証

当監査法人はモニタリング活動において、完了した監査業務の定期的な検証を毎年実施しています。検証のサイクルは、監査責任者毎に通常3年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定しています。

—改善プロセス

識別された不備については社員総会に適時に伝達され、その根本原因の分析結果に応じて対処するための是正措置をデザインし、適用しています。

(2024年8月～2025年7月)

AQI:	日常的モニタリング活動の実施時間数	104時間
AQI:	定期的な検証での重要な不備の指摘数	0件
AQI:	期末日(2025年7月31日)現在未改善の不備	0件

内外通報制度

当監査法人の監査等の業務に関わる不正・粉飾及び違法行為等又はそれらのおそれがある行為に関する情報を対象として、当監査法人の内外から寄せられた通報を適切に処理す

るために、「内外からの通報に関する取扱い規程」において方針及び手続を整備・運用しています。

なお、ご提供頂いた情報の内容及び個人情報については、通報したことも含め秘密保持義務を厳守し、一切開示しません。また、通報を理由とした不利益な取扱いも行いません。

当監査法人、社員及び監査実施者が職業的専門家としての基準及び法令を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に担保するために、品質管理に関する方針と手続を定めるとともに、品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、契約の新規の締結及び更新、採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続からなる品質管理のシステムを整備しています

IPO 準備会社に対する監査業務の提供状況

当監査法人では、IPO 準備会社に対しても監査業務を提供しています。監査業務を提供するにあたっての対応方針、実施体制、監査業務を適切に実施するための措置や取組等の対応は、上場会社に対する監査業務と同一の方法で実施しています。

また、監査意見表明は上場申請時ですが、上場申請直前々期や直前期についても、事業年度ごとに、試算表の数値に重要な虚偽表示がないことを審査しています。

品質管理システムに関する評価

品質管理システムに関する最高責任者は、当監査法人の会計年度の末日（7月31日）を基準日として品質管理システムを評価しており、本年度については、以下の結論としています。

結論：品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供している。

将来目指す品質管理基盤の姿

監査先が今日の企業活動において、株主・投資家より法令遵守及び財務情報の適正開示に厳しい目が注がれている環境下において、当監査法人は、監査先の事業に対する深い理解と経験に裏打ちされた監査を通じて、今後も継続的に監査品質の向上に取り組み、資本市場の公正な発展と社会的課題の解決に貢献することをミッションの1つとして、プロフェッショナルサービスを提供していきます。

このためには、継続的に品質リスクを識別・評価し、当監査法人の組織風土、戦略、成長ステージを勘案し、ステークホルダーからの期待に応じた品質管理システムを設計していきます。

(2)組織・ガバナンス基盤

当監査法人の経営機関は全社員で構成される法人の最高意思決定機関である社員総会です。法令定款等に定められている事項、規程等の改廃等の重要な業務事項を決定するとともに経営の重要事項について協議し、法人業務の具体的な意思決定及び業務執行を担う機関であり、法人の経営方針の決定と諸施策のマネジメントを行っています。

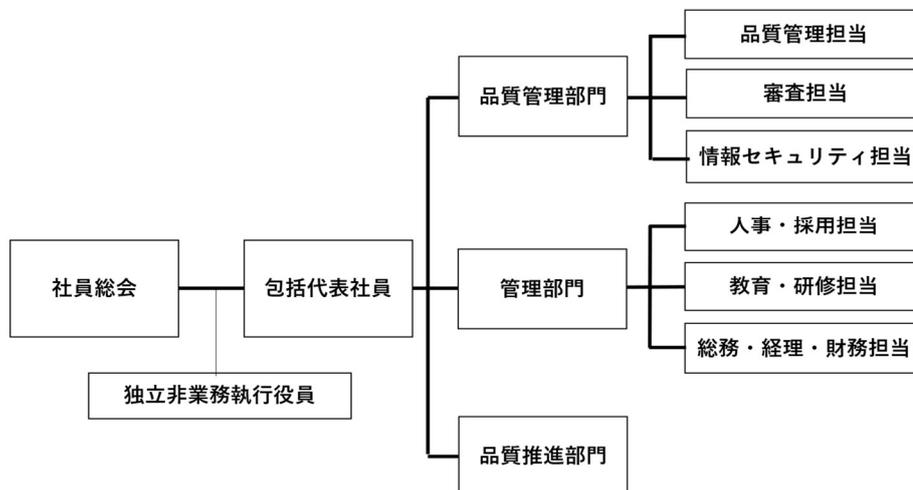
組織ガバナンス体制の運営として、毎月開催される社員総会には独立非業務執行役員が参加し議論された現状の認識と課題、対処の方針等はその適正性、妥当性等について評価されます。その後、審議事項は必要に応じて職員も含め周知されます。

経営組織体制と各機関の役割

当監査法人はパートナー8名体制のため、経営機関は社員全員をもって構成する「社員総会」がその機能を果たしています。

また、組織的な業務運営を行うため、社員総会は組織規程に従って設置すべき組織として以下を定め、部門の責任者を選任しています。

■経営組織体制図



※その他、業務運営に関する会議体として、受注検討会議、社員評価報酬会議を開催

社員総会	監査法人の経営機関であり、監査業務の品質を重視する風土を監査法人内に醸成するための方針及び手続を決定するとともに、監査現場からの必要な情報等を適宜共有し、経営機関の考え方を監査の現場まで浸透させる。また、品質管理の向上に向けた取組みを継続的に行い、定期的にその実効性の評価を行う。
包括代表パートナー	監査法人における最高経営責任者であり、監査法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負う。
品質管理部門	
・品質管理	監査業務の品質管理に関する業務を実施。 関連規程及びガイドライン等の整備と浸透を図るとともに、監査ツールの開発や利用促進を実施する。
・審査	審査業務の方針の決定及び手続の整備・運営を実施。 重要事項の審査のほか、個別の監査業務に対する監査チームからの相談事項の対応や監査チームへのナレッジ支援も行う。
・情報セキュリティ	情報セキュリティに係るインフラを整備し、情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準の立案及び浸透を図るとともに、監査におけるITの有効活用方法の検討を行う。
品質推進部門	監査、アドバイザリー業務の実行部門であり、品質管理に関する各種施策の社員・職員への浸透を行う。

監査事務所の経営機関

当監査法人における最重要案件に関しては、社員全員の参加による社員総会に基づき意思決定を行っています。組織的な業務経営を実行するため、少なくとも毎月一度の頻度で社員総会を開催し、業務運営に関する重要事項の協議・決議を行っています。

経営機関の構成員である社員は、監査業務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、マネジメント能力を備えた人材を社員総会で選任しています。

監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査業務責任者の判断に任せるだけでなく、品質管理部門による関連情報の入手、重要事項の内容分析と対応策の検討を実施し、最終的に社員総会において監査法人としての適切な判断ができる体制を構築しています。

(2024年8月～2025年7月)

AQI :	社員総会の開催回数	16回
-------	-----------	-----

独立性を有する第三者

上場企業等を監査する監査法人として、監査品質の持続的な向上に向けて透明性の高い組織的な運営を確保し、資本市場において公益的な役割を果たすために、独立性を有する外部の第三者の知見を活用しています。

当監査法人の規模・特性等を踏まえて、監督・評価機関は設けていませんが、独立性を有する第三者を2024年8月開催の社員総会において1名選任しています。独立性を有する第三者は社員総会の参加などを通じて、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保しています。

－独立性を有する第三者

独立非業務執行役員 公認会計士 小野英樹

(略歴)

公認会計士

1986年、サンワ・等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）に入所し、大手上場企業の法定監査やIPO監査業務に従事。

有限責任監査法人トーマツで、23年のパートナー経験を有する。

パートナー在職中は、人事担当執行役として、監査法人のマネジメント業務に従事し、監査品質維持・向上に向けた人材戦略の設計・推進にあたりるとともに、IPO戦略統轄室長として法人のIPO業務を推進した。

現在は、上場会社にて社外役員を務める。

－選任理由

当監査法人の経営機能の実効性の評価・監督にあたって第三者に期待する役割及び当法人における当面の重要経営課題を踏まえると、大手監査法人において組織的な運営の経験を有するパートナーであった者で、IPO監査及び人事関連制度の設計及び運用に精通し、資本市場の参加者等との意見交換にも関与可能な公認会計士が適切であると判断し、以下のご経歴がある方を選任しています。

- ・ 大手監査法人にて、人事部長の立場から、監査法人のマネジメントや、監査品質維持・向上に向けた人材戦略の設計・推進に貢献
- ・ 監査法人全体のIPO推進部門の責任者として、資本市場の参加者等からの期待を熟知した上で資本市場の参加者等と対話することができ、IPOやIPO監査に精通

－期待する役割

独立性を有する第三者に期待する役割は以下のとおりとし、企業や他の監査法人における組織的な運営の経験、資本市場の参加者としての視点、監査の知見などを有する者を選定することとしました。

- a. 経営機能の実効性向上に資する助言・提言
- b. 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- c. 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- d. 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- e. 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- f. 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

このうち、当監査法人の規模やステージを勘案すると、当面は a. d. f. に関する評価・監督が重要と考えております。

－貢献及び独立性に関する考え方

独立性を有する第三者は、社員総会や社員評価報酬会議への出席と議事録の閲覧、定期的なフィードバック面談の実施、必要に応じて、被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与を通じて、当監査法人のマネジメントや人材戦略、IPO 監査を含む監査の品質向上への取り組み等に係る助言・提言をいただいています。

当監査法人は、独立性を有する第三者がその機能を実効的に果たすことができるよう、独立性を有する第三者に対し原則として会議開催の 1 週間前までに議題と関連資料を提供しています。監督・評価の業務執行にあたって補佐を行う社員を任命しています。

なお、当監査法人では、以下の該当者でないことを独立性に関する要件としています。

- ・ 過去 10 年以内に当法人に所属又は当法人での業務に従事していた者
- ・ 当監査法人の被監査会社の主要株主
- ・ 当監査法人の関与先の役職員又はその出身者
- ・ 当監査法人の社員・職員の 2 親等以内の親族
- ・ 証券会社の業務執行者

－独立性を有する第三者からの評価

独立非業務執行役員より、報告対象期間（就任前の 2024 年 8 月を除く）における社員総会の運営及び社員の職務執行について、適切に行われていると認められる旨の評価を受けています。

(2024 年 8 月～2025 年 7 月)

AQI：	独立性を有する第三者とのコミュニケーション回数	13回
------	-------------------------	-----

透明性の確保

公認会計士法施行規則に定めのある情報開示規定に適切に対応するため、公表プロセスを確立し、公表ルールを設定するとともに、公表物作成のためのワークフローを整備しております。

非監査業務の提供の方針

監査業務において、被監査会社を取り巻く環境は著しく変化をしており、監査先は成長ステージに応じた経営課題を抱え、マネジメントシステムの見直し、会計基準の複雑化やディスクロージャー充実への対応、ITの高度化、国際的な取引やM&Aによる事業拡大に日々取り組んでいます。

当監査法人は、ミッションの1つである「会社の事業に対する深い理解と経験に裏打ちされた監査を通じて、資本市場の公正な発展と社会的課題の解決に貢献する」を実践するために非監査業務の経験は重要であり、非監査業務の提供は監査業務の品質の向上、社員・職員の貴重な育成機会であると考えています。したがって、当監査法人では、IPO準備会社に対するショートレビューや、株式上場支援業務のほか、成長企業への内部管理体制の構築支援、決算早期化や決算及び開示体制の強化支援等、会計・監査業務に係る領域の非監査業務の提供に積極的に取り組み、社員・職員に非監査業務従事への機会を与えています。

ただし、当監査法人の監査先への非監査業務の提供は、利益相反や監査の独立性に抵触する懸念があるため、原則として実施しません。

(2024年8月～2025年7月)

AQI:	非監査業務に従事した社員・職員数	1 1 / 2 1 名
------	------------------	-------------

(3) 人的基盤

当監査法人には、大手監査法人において、法定監査、品質管理、海外駐在、各種アドバイザリー、IPO 支援等、多様な経験を有したプロフェッショナルが在籍しています。当監査法人はこれらの経験とコミュニケーションに基づいた監査先の事業に対する深い理解を掛け合わせることで、より効果的・効率的な監査が実現すると考えており、そのための「人財」こそが監査品質の基盤であると考えています。社員総会は、人財育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を定め、監査環境の変化に適した人財の確保と能力開発に取り組むとともに、多様なタレントが個性を活かしつつも、互いを尊重し、高いインテグリティとプロフェッショナルリズムを発揮しつづけられる職場環境づくりに取り組んでいます。

人財の確保

社員・職員の採用にあたっては、中・長期的な経営計画及び現状の被監査会社の数や監査リスクを踏まえた採用計画に従い、書類選考及び面談により、当監査法人の経営理念に共感し、当監査法人の業務の遂行に必要な適性及び能力を有し、適切な資質をもった人財を採用しています。

より高い監査品質を確保するためには、スキル及び経験の多様な人財を確保することが重要であるため、現時点では社員・常勤職員については大手監査法人出身者を外部から採用するとともに、職員については、監査法人以外での業務経験を有する公認会計士や非常勤者（労働契約における労働時間がフルタイム勤務者よりも短い勤務者）を活用しています。なお、非常勤者に対する能力開発、人事評価、情報セキュリティ等の管理は、常勤者と同一の方法で実施しています。

(2025年7月31日現在)

■階層別の専門要員の人数及び保有資格

階層	人数
代表パートナー	7名
パートナー	1名
マネージャー	1名
非常勤職員	12名

※専門要員に占める女性の割合 1%

- ・公認会計士
- ・公認不正検査士
- ・認定 IPO 上級プロフェッショナル
- ・中小企業診断士
- ・システム監査技術者
- ・システムアナリスト
- ・公認情報システム監査人 (CISA)
- ・税理士

■監査経験年数

- 20年以上 6名
- 10年以上 9名
- 10年未満 6名

■監査業務以外の業務経験

- ・大手監査法人での海外駐在、アドバイザー部門
- ・プライベートカンパニー支援
- ・一般事業会社 CFO、社外役員（取締役、監査役）
- ・中小税理士法人のパートナー
- ・証券会社公開引受部への出向 等

(2025年7月31日現在)

AQI:	監査法人以外での業務経験者割合	95%
------	-----------------	-----

能力開発に関する方針・体制

当監査法人全体の研修は、高い監査品質を確保する観点から、期初に管理部門（教育・研修）が「研修計画」を企画・立案し、社員総会で協議・決定しています。監査関連の研修は日本公認会計士協会の主催する研修を活用し、必要に応じて当監査法人で独自開発した研修も実施しています。監査事務所として受講すべき必須研修は、社員総会で決定した「研修計画」に基づいて品質管理部門で候補を選定し、管理部門（教育・研修）と協議の上、社員総会で協議・決定するとともに、受講状況を管理しています。必須研修は、社員・職員の職責・役割に応じて適切な科目を選定し、例えば以下の項目を含めています。

- ・基準の改訂や会計、監査トピックス
- ・監査業務を行う上で必要な不正事例
- ・IT 監査スキル、IT リテラシー向上のための情報セキュリティ
- ・品質管理レビュー結果に関する研修
- ・公認会計士・監査審査会が公表している結果事例集、又は、公認会計士協会が公表している監査提言集やレビュー事例解説集に関する研修

日本公認会計士協会による「継続的専門能力開発制度（CPD）」については、毎年3月末までに、全社員・職員に必要単位の取得を義務付けるとともに、履修状況を確認しています。

その他、OJT（On the Job Training）の実施や非監査業務の経験の機会の提供を通じて、社員・職員の能力開発を行っています。

(2025年7月31日現在)

AQI:	当監査法人指定の必須研修（※）の受講率	100%
------	---------------------	------

(※) 監査事務所が参加を指示した日本公認会計士協会が主催する研修及び監査事務所において独自に企画・開催した研修

兼業・副業に関する考え方

当監査法人では、多様な働き方や多様な経験の蓄積という観点から、当監査法人での業務遂行に支障がない範囲で、社員・職員に兼業・副業を認めています。

兼業・副業は人材育成の観点から以下のような効果がみられる一方で、利益相反や独立性への懸念があるため、一定の制限を設け、個別案件ごとに社員総会で承認しています。

(兼業・副業による効果の例)

- ・ 経済環境の理解
- ・ 被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者からの期待の理解
- ・ 企業経営に関する見識、知見を深める
- ・ 多様な人財を育成する機会
- ・ 職業的専門家としての能力を保持・発揮するための情報収集
- ・ 決算業務や内部統制の理解

アサイン

監査チームのメンバーのアサインについては、以下の事項を考慮し、職業的懐疑心の適切な発揮や十分な時間が確保されるよう配慮して、監査業務の遂行に必要なとされる適性及び能力を有する社員・職員等をそれぞれの監査業務に選任しています。

- 被監査会社が属する産業の知識
- 業務の内容と複雑さの程度
- 実務経験
- 監査業務や職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する理解度
- ITその他の会計又は監査の特定の領域を含む適切な専門的知識
- 職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力

不正リスク対応基準が適用される監査業務においては、当監査法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた知識及び能力の程度を考慮することがあります。

なお、社員・職員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備するため、各自の業務量及び時間的余裕の程度を把握し、同一決算期の被監査会社へのアサインが生じる場合には時期の重複が生じないように配慮しています。

人事評価

社員・職員の評価においては、監査業務の品質管理を最重視し、業務に関連する幅広い知見や経験、能力、適性を考慮して実施し、当該評価結果をアサイン、昇給あるいは昇格・昇進及び人材育成に反映しています。監査業務の品質管理の評価には、品質管理担当責任者又は審査担当者の見解を取り入れています。

また、品質管理システムに関する最高責任者（包括代表パートナー）、品質管理システム

の整備及び運用に関する責任者（品質管理担当責任者）の定期的な業績評価にあたっては、品質管理システムの評価結果を考慮しています。

将来目指す人的基盤の姿

監査法人の根幹はタレントです。DX（デジタルトランスフォーメーション）がどんなに進んでも、最終的な監査の品質を決定するのは人であると考えています。皆が仕事を楽しみながら、互いの個性を尊重し合い成長していく組織風土を醸成します。

実施している監査業務に対して十分なリソースを確保し、人的基盤の強化を図っていきます。

(4)IT 基盤

当監査法人では IT を活用した監査業務の実施と情報セキュリティの確保は必須であるとの認識の下、情報セキュリティポリシーや関連規程の整備を行うとともに、監査調書の電子化、セキュリティツールの実装等テクノロジーを活用した監査業務を実施するための環境整備を図っております。

監査業務における IT の活用状況

監査業務においては、すべてのエンゲージメントにおいて電子調書システムを利用して監査調書の作成及び監査業務の進捗管理を行い、秘密分散ソフトウェアを搭載したPCの導入、クラウド環境を活用した監査先との情報共有、マルウェア対策ソフトの導入や通信ログの取得・分析による不正アクセスのモニタリング等を実施することで情報漏洩リスクの低減と業務の効率化を図っております。また、IT 資格を保有する専門家等を積極的に確保しております。

なお、現状の当監査法人の被監査会社の規模、事業拠点数、事業の複雑性、取引量等を勘案すると、仕訳分析、証憑突合、残高確認その他の監査手続は表計算ソフトにて対応が可能ですが、今後、被監査会社の特性に状況の変化やテクノロジーの進化が見られた場合には、深度ある監査を実現するためのさらなる IT 基盤の実装化を検討していきます。

(2025 年 7 月 31 日現在)

AQI :	IT 関連資格の保有者及び IT 業務経験を有する社員・ 職員の人数	3 / 21 名
-------	---------------------------------------	----------

情報セキュリティ

情報セキュリティの確保に関しては、情報セキュリティリスクの識別及び評価に基づいて、「情報セキュリティ対策の基本方針」において、対象とする情報の範囲、対象者と適用範囲、管理体制、情報の分類、情報の保管期限、実施状況の点検などを定めており、当該基本方針に基づいて情報セキュリティ責任者を設置しています。また、基本方針を遵守するために「情報セキュリティ対策基準」を定めており、物理的対策基準、システム対策基準、アクセス管理基準、職員等行動基準、情報セキュリティの意識向上、教育及び訓練の方針などを定めています。この他、緊急時の行動マニュアルとして、情報漏洩発生時の対応策を定めています。

(2025 年 7 月 31 日現在)

AQI :	情報セキュリティポリシーの遵守率	100%
-------	------------------	------

(5) 財務基盤

当監査法人は設立4期目の新設監査法人ですが、毎年、監査業務の拡充とともに、監査契約先以外の企業に非監査業務を提供しており、財務基盤は安定しています。

財務基盤の安定性の確保

当監査法人は、タレントの個性を活かし、多様性を尊重した事業の実施と監査をはじめとする業務の品質確保・向上を持続的な成長の両輪としています。そのためには、安定した財務基盤の確保が必要不可欠であるとの認識の下、自己資本の維持、向上を図っています。

このほか、以下の対応により、財務基盤の安定性を確保しています。

- パートナーによる出資金の拠出
- 無限責任社員制度の採用
- 報酬総額のうち一定割合の内部留保
- 公認会計士職業賠償責任保険への加入

(2025年7月31日現在)

AQI：	財務数値（売上高）	※
------	-----------	---

※過去3事業年度の財務数値（売上高）

(単位：千円)

	第2期 2023年7月期	第3期 2024年7月期	第4期 2025年7月期
売上高			
監査証明業務	25,886	52,278	122,411
非監査証明業務	26,462	74,778	43,609
合計	52,348	127,056	166,020

報酬依存度

当監査法人は2022年1月に設立し、第2期より法定監査業務を開始したばかりのため、当監査法人の業務収入に占める特定の上場企業監査先への報酬依存度が15%を上回る状況が生じており、独立性に関する阻害要因を許容可能な水準に軽減するためのセーフガードを適用しています。当該状況を解消し、特定の監査業務からの報酬に左右されないサステナブルな監査法人となるため、タレントの育成・確保を図るとともに、事業の多様化を実行しており、これにより業務収入の拡大と報酬依存度の低減を図っております。

(2025年7月31日現在)

AQI:	報酬依存度が15%を超える監査先の数	3社
------	--------------------	----

(6)国際対応基盤

現時点ではグローバルネットワークへの加盟や他の法人等との包括的な業務提携等はありませんが、当法人は海外取引、海外子会社に対する適切な監査対応とコミュニケーションができることを強みの1つとしていくため、大手監査法人において豊富な海外業務経験を有する公認会計士を積極的に採用し、当監査法人が人的資源や業務を実施するための適正及び能力を有する範囲で、海外展開する企業からの監査業務を新規に受注しています。

海外子会社等の監査

現在実施している監査業務におけるグローバル監査において、品質の確保やその持続的向上のために以下の対応を図っています。

- ▶ グループ監査に関する法人規程、マニュアル、ガイドライン、様式等を独自に整備
- ▶ 豊富な海外業務経験を有する公認会計士やIT専門家による監査チームの組成
- ▶ 海外子会社等の監査人の独立性・能力等の評価
- ▶ 海外子会社等の監査人に対する英文監査インストラクションを独自に整備
- ▶ 直接訪問、オンライン・ミーティング、メール等による海外子会社等の監査人、現地マネジメントとの積極的なコミュニケーションの実施
- ▶ 個別の監査業務に係るコンサルテーション窓口の設置

なお、個別の監査業務に係るコンサルテーションにあたっては、グローバル企業に対する財務諸表監査及び内部統制監査の経験が豊富な外部の公認会計士の知見を活用しています。

(2025年7月31日現在)

AQI：	海外業務経験者数	6 / 21名
------	----------	---------

将来に向けた国際対応基盤の強化について

今後、クライアントポートフォリオの状況等によって会計監査の品質の確保やその持続的向上のために必要性が生じた場合は、日系企業に監査・会計サービスを提供している海外会計事務所との業務提携やグローバルネットワークの構築によるグループ経営を検討いたします。

(7) コミュニケーション基盤

ステークホルダーの期待に応えるため、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、以下の方法でステークホルダーと積極的な意見交換を実施しています。

被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報を監査品質の向上にどのように反映させるかについては、独立性を有する第三者の知見も活用して、社員総会で検討し、組織的な運営の改善に取り組んでいます。また、独立性を有する第三者から監査品質の向上に関連して指摘された事項があれば、必要に応じて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等と意見交換を実施しています。

当監査法人の社員・職員間のコミュニケーション

監査責任者が監査の現場から会計監査の品質向上に資する情報等を適時に社員総会に共有するとともに、経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させています。監査チームディスカッション、法人主催研修やタウンホールミーティングの開催にあたっては、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論が積極的に行えるよう、コンテンツを工夫しています。

被監査会社とのコミュニケーション

被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で、経済環境や監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場において被監査会社との間での十分な意見交換や議論を実施しています。

被監査会社の監査役に対しては、当監査法人の会計監査の品質の向上に向けた取組みや監査に対する要望等についてヒアリングを実施し、必要な対応策があれば社員総会で検討しています。

株主、その他の資本市場参加者等とのコミュニケーション

日本公認会計士協会等が提供する集合研修への参加、株主、その他資本市場の参加者等との意見交換をしています。資本市場関係者等との意見交換から得た有益な情報や、ガバナンス・コードの適用状況などの評価結果を踏まえた必要な対応策があれば、社員総会で検討しています。

3. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

当監査法人は、第4期（適用開始日は2024年9月1日）より、「監査法人のガバナンス・コード」を採用しています。

監査法人のガバナンス・コードの原則や指針への対応状況と本報告書での記載との関係は、（別紙）「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」において記載しています。

以上